

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年3月25日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総総第1114号  
令和3年3月17日

千葉市監査委員 大 木 正 人  
同 宮 原 清 貴  
同 伊 藤 康 平  
同 向 後 保 雄  
様

千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木 達 也

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度監査報告第10号、平成31年度監査報告第10号及び令和2年度監査報告第6号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 劇物の貯蔵又は取扱いについて、法令に基づき適正に届出等を行うべきもの</p> <p>[建設局：下水道排水施設工事（弁天雨水30-2工区）]</p> <p>発注者は、硫酸等の消防活動に重大な支障を生ずる恐れのある物質を貯蔵又は取り扱う場合、消防法に基づき、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされているが、本工事では届出がされていない。</p> <p>また、受注者においては、その物質を使用した作業を行う場合、労働安全衛生法に基づき、作業主任者の選任を行わなければならないが、選任されていない。</p> <p>本件のような法令違反が再発することのないよう、法令や制度、技術情報の共有化を図り、法令に基づき劇物の貯蔵又は取扱いに係る届出を適正に行われたい。また、法令に基づき適正に作業主任者の選任等が行われるよう、受注者に対する指導・監督を徹底されたい。</p>	<p>劇物の貯蔵又は取扱いについては、令和2年12月2日に建設局長から関係各所属長に対し劇物の貯蔵又は取扱いに係る届出を適正に行うよう通知し、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、届出及び作業主任者を選任する旨を特記仕様書に明示するとともに、施工プロセスのチェックリストにより適正に作業主任者の選任等が行われているか確認することを徹底した。</p>